

【国土利用計画法の届出の手引き】

南丹市土木建築部都市計画課

○国土利用計画法の届出とは

適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定規模以上の大規模な土地の取引をしたときは、国土利用計画法第23条第1項に基づき、取引する土地の所在する市町村を通じて京都府へその利用目的などを届け出る必要があります。届出は事前届出制と事後届出制がありますが、**京都府下では全域で事後届出のみ必要です。**

○届出の必要な土地取引

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡（一時金が伴うもの）、予約完結権・買戻権の譲渡等（※これらの予約である場合も含む。）

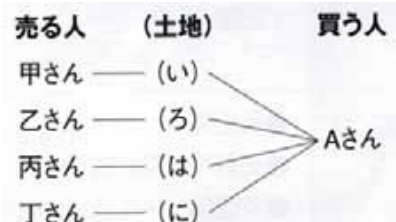
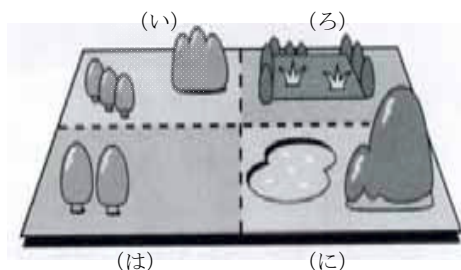
○届出が必要となる取引の面積規模

区域	面積
市街化区域内の土地	2,000 平方メートル以上
市街化調整区域内の土地	5,000 平方メートル以上
都市計画区域外の土地	10,000 平方メートル以上

※一団の土地取引（買いの一団）

個々の面積は小さくても、権利取得者が「一連の計画の下に土地利用上現に一体の土地を構成し、一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの土地に関する権利の移転、設定を受け、または行って取得する土地」の面積の合計が上記の面積以上となる場合には個々の小さな面積の土地取引の契約から事後届出が必要です。

一団の土地（例）



(い+ろ+は+に) ≥ 一定面積の場合届出が必要

○届出義務者

土地の権利譲受人（買主）

○届出期限

契約日を含め2週間以内。（ただし、最終日が休日である場合は、特例として休日の翌日が期限となります。）なお、届出期限の起算日は契約を締結した日であり、土地の移転登記が行われた日や物件の引き渡し日、残代金の決済日等ではありませんのでご注意ください。

○届出に必要な書類

提出部数 3 部

- ①土地売買等届出書（届出書には3部とも申請者が押印をすること）
 - ②土地取引に係る契約書の写し
 - ③位置図（土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面）
 - ④周辺状況図（土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面）
 - ⑤形状図（公図）（土地の形状を明らかにした図面）
 - ⑥委任状（代理人申請の場合のみ。任意様式）
 - ⑦遅延届出理由書（届出期限を過ぎて届出を行う場合のみ）
- ※③、④、⑤については土地の位置を赤色で明示すること。

○届出をしないと

2週間以内に届出をしない場合又は偽りの届出をした場合は、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

届出を長期間放置するなど悪質と判断された場合、上記のような処分がされることがありますので、届出期限を経過していた場合であっても、速やかに届出を行ってください。

問合せ 南丹市土木建築部都市計画課 TEL 0771-68-0052

FAX 0771-63-0654

または

京都府南丹広域振興局 企画総務部企画振興室 TEL 0771-24-8430